

一、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。

一、国保の財政基盤を強化するため、国は地方との協議において合意した公費投入について、平成二十九年度からは毎年三千四百億円を確実に措置すること。さらに、新たな制度の下、国は制度運営について不断の検証を行い、持続可能な制度の堅持に必要な責任を果たすこと。

一、平成三十年度からの新たな国保制度の円滑な実施に向け必要な準備を行うため、国は地方と十分協議の上、制度の詳細等を早急に示すこと。

一、子どもの医療費助成等の地方単独事業実施に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置を廃止すること。

一、国民の健康寿命の延伸のため、保健師等必要な人材確保と所要の財政措置を講じるとともに、レセプト・健診等のデータの活用等により保健事業に熱心に取り組む市町村を積極的に支援するなど、保険者が行う保健事業を支援すること。

一、効率的かつ質の高い地域医療提供体制と地域包括ケアシステムを構築するため、医師・看護師等の確保や地域偏在等を解消し、併せて介護保険事業の充実のため介護人材の確保・育成を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

一、社会保障・税番号を円滑に実施するため、国はセキュリティ対策等に万全を期すとともに、制度の実施・運用に係る費用について必要な助成を行うこと。さらに、被保険者の利便性の向上と事務の合理化の実現へ向けた環境の整備を図ること。

一、国民健康保険組合の健全な運営を確保すること。